

# 住民税試算システムの使い方

## 注 意

このシステムに入力するだけでは申告は完了しません。

申告書を作成する方は、作成した申告書2ページ目と3ページ目を  
両面印刷し、郵送で提出してください。

### 【提出先】

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15

総務部 税務課 市民税係

Tel:0192-27-3111【内 153、154】

## 入力の流れ

本システムにより、申告書を作成する手順は以下のとおりです。  
手順に従って必要事項を入力してください。

- 1 共通事項の入力・・・3 ページ
- 2 所得の入力
  - (1) 収入がなかった方・・・4 ページ  
※ 遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当等は非課税のため、収入は0円として扱います。
  - (2) 給与収入があった方・・・5 ページ
  - (3) 年金収入があった方・・・8 ページ
  - (4) 給与・年金以外の収入があった方・・・11 ページ
- 3 控除の入力・・・13 ページ
- 4 市民税・県民税等の試算（概算）・・・15 ページ
- 5 申告書の出力・・・16 ページ
- 6 注意事項・・・20 ページ
- 7 スマートフォンやパソコンでの電子申告・・・21 ページ

# 1 共通事項の入力

① 内容を確認して、「同意する」を選択してください。

住民税試算システム

利用許諾

**【ご利用前に必ずお読みください】**

税額試算について

- このシステムは **令和6年度** の税制に基づいて試算しています。算出する税額はあくまで試算した額であり、確定した額ではありません。
- 所得税額の試算は、住民税額の試算を行う上で使用する所得項目、控除項目から可能な範囲で行います。
- このシステムは次の項目には対応しておりませんので、適用される方は別途申告が必要となります。
  - 繰越損失
  - 専従者控除

当システムについて

- システムを終了すると、入力内容は消去されます。入力内容を保存する場合は、「入力途中データ保存」機能をご利用ください。
- 住民税額の試算後、住民税申告書を作成することができます。
- 推奨ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safariです。
- 住民税申告書を作成する際にPDFファイルを利用しています。
- このシステムをご利用の際には、お使いのブラウザでポップアップブロック機能の解除、JavaScriptの有効化を行っていただく必要があります。
- このシステムをご利用の際には、ブラウザの戻るボタンを使用しないようお願い致します。前の画面に戻る場合は、必ず当システム内に設置されているボタンを押して下さい。

上記内容にご同意いただける場合は、「同意する」ボタンをクリックして住民税試算システムをご利用ください。

② 「税額試算/申告書作成」を選択してください。

住民税試算システム

100 - 税額試算選択

<b>税額試算/申告書作成</b>	所得、控除額から税額を試算します。また申告書を出力することが可能です。
退職所得の税額を試算	退職金に対する税額を試算します。
途中データを利用される方	復元する途中保存のデータファイルを読み込み、試算を再開します。
ふるさと納税簡易計算	ふるさと納税の簡易計算を行うことができます。

③ 申告する方の生年月日を入力してください。

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 年 月 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

課税対象のある方	<input type="button" value="源泉徴収票(給与)入力"/>	<input type="button" value="源泉徴収票(公的年金)入力"/>
課税対象のない方 またはそれ以外の所得のある方	<input type="button" value="所得入力"/>	<input type="button" value="控除入力"/>

必要なだけ入力箇所がわかる説明書ガイドはこちら

令和5年中収入のない方

入力が完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

## 2 所得の入力

### (1) 収入がなかった方

住民税試算システム  
 納税計算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存  
 210 - 税額試算/申告書作成メニュー  
 ご本人の生年月日を入力してください。  
 生年月日 必須項目 短期 年 1 月 1 日  
 所得額や控除額の情報を入力してください。  
 課税対象のある方 源泉徴収票(給与)入力 源泉徴収票(公的年金)入力  
 課税対象のない方 所得入力 控除入力  
 またはそれ以外の所得のある方  
 留意する所得入力場所がわかる説明書ガイドはこちら  
 入力ガイド  
 令和●年中収入のない方  
 入力が終わりましたら、下記のボタンをクリックしてください。  
 税額試算

① 「令和●年中収入のない方」を選択してください。



住民税試算システム  
 納税計算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存  
 試算メニュー 控除入力 申告書作成  
 220 - 控除入力 収入がない方  
 ● 各項目の先頭文字「●」をクリックすると、源泉徴収票の該当項目を別ウィンドウで確認できます。  
 ● 源泉徴収票にある控除ボタンをクリックすると、別ウィンドウでその項目に関する詳細な説明が表示されます。  
 ● 下記のリンクをクリックすることで入力内容を切り替えることができます。  
 1.本人選択 2.配偶者に該当する控除 3.扶養控除  
 1.本人選択  
 控除 控除なし 理由 該当なし  
 ※この項目を「控除なし」にする場合は「理由」を選択してください。  
 該当する控除項目にチェックを入れます。  
 ※ 控除額が異なる場合は、控除とみなします。  
 ※ 控除額のない年度中である  
 はい  いいえ   
 ※ 身体障害者手帳 1～2級、療育手帳 A、精神障害者手帳 1級 のいずれかに該当する場合は特別障害者です。  
 ※ 試算対象項目が特別障害者である  
 はい  いいえ   
 1.本人選択 2.配偶者に該当する控除 3.扶養控除  
 申告書を作成する

② 該当する項目を選択してください。

③ 該当する項目に☑してください

④ 入力が終わったら、「申告書を作成する」を選択してください。

住民税試算システム 大船渡市  
 納税計算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存  
 試算メニュー 控除入力 申告書作成  
 1. 申告者情報  
 申請番号  
 現在の住所 必須項目  
 令和●年1月1日住所が上記の住所と異なる  
 はい   
 氏名 必須項目  
 フリガナ  
 氏名  
 電話番号  
 業種または職業  
 役職名  
 氏名  
 世帯主との続柄  
 控除入力に戻る  
 1.申告者情報  
 申告書作成

⑤ 住所、氏名等を入力してください。

⑥ 「申告書作成」を選択してください。

## (2) 給与収入があった方

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 必須項目 昭和 年 月 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方 **源泉徴収票(給与)入力** 源泉徴収票(公的年金)入力

源泉徴収票のない方  
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

留意事項をすべて入力基幹がわかる検索ガイドはこちら

入力ガイド

令和5年中収入のない方

入力完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

税額試算

① 「源泉徴収票（給与）入力」を選んでください。

② 入力フォームが源泉徴収票と同じなので、源泉徴収票のとおりに入力してください。

住民税試算システム 大船渡市

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

試算メニュー 源泉徴収票(給与)入力 源泉徴収票(公的年金)入力 所得入力 控除入力 税額試算 申告書作成

複数枚入力に切り替え 2~4枚目の内容を削除する

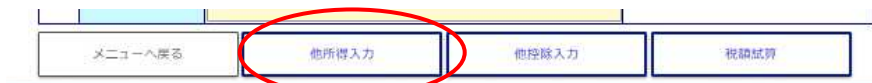
支払を受ける者	住所又は居所	受給者番号(個人番号)	役職名	氏名(フリガナ)
種類	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
*控除対象配偶者の有無等 ※3	*配偶者特別控除の額	*控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)	*障害者の数(本人を除く。)	*非居住者である親族の数
有 無 従有 老人	特定 老人 その他	特別	特別	その他
円	円	円	円	円
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額 ※1	生命保険料の控除額 ※2	* * 地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円	円	円	円	円
生命保険料の金額の内訳	** 居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(3回目)
住宅借入金等特別控除適用数	** 住宅借入金等特別控除可期間	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(3回目)
控除対象配偶者	(フリガナ)氏名 区分	* 配偶者の合計所得 ※3	国民年金保険料等の金額	* * 長期障害保険料の金額
控除対象扶養親族等	(フリガナ)氏名 区分	16歳未満の扶養親族	基礎控除の額	所得金額調整控除額
* 未成年者	外国人 死亡退職者 障害者 乙種	* 本人の障害者	ひとり親	中流税・退職
受給者生年月日	昭和 60年 月 日	支払者	氏名又は名称	(電話)

メニューへ戻る 他所得入力 他控除入力 税額試算

③ 源泉徴収票が複数ある方はこちら

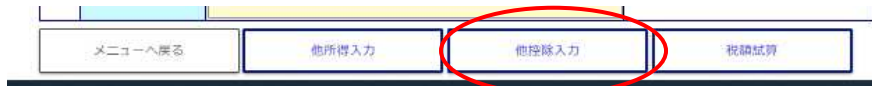
最大4枚まで入力が可能です。

④ 他に所得がある方は、「他所得入力」を選択してください。



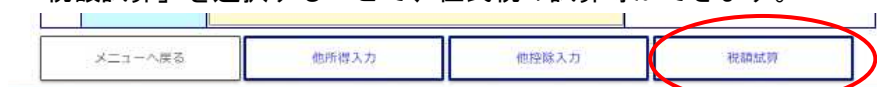
※ 入力方法は「(4) 給与・年金以外の収入があった方」(12 ページ) を参照してください。

⑤ 源泉徴収票に未記載の控除（医療費控除など）を追加する場合「他控除入力」を選択してください。



※ 入力方法は「3 控除の入力の仕方」(14 ページ) を参照してください。

⑥ 「税額試算」を選択することで、住民税の試算等ができます。



住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力レポート 退職金入力 試算画面に戻る 入力データ保存

試算メニュー 所得入力 移転入力 税額試算 申告書作成

以下のリンクをクリックすることで表の先頭を切り替えることができます。

1.算出税額・税額控除算出結果 2.所得算出結果 3.所得控除算出結果

1.算出税額・税額控除算出結果

住民税額 (4年分)		●●●●円
評価表示		
課税総額	市県税	市県税
税額控除額	●●●●円	●●●●円
評価表示		
ふるさと納税返戻額		●●●●円 ※あくまで目安の額です。
適用特別所得税を含む所得税額		●●●●円
評価表示		

1.算出税額・税額控除算出結果 2.所得算出結果 3.所得控除算出結果

申告書を作成する 試算メニュー 終了する

⑦ 「申告書を作成する」を選択することで、申告書が作成できます。

住民税試算システム 大船渡市

[税額試算/申告書作成メニュー](#)
[入力サポート](#)
[返納金入力](#)
[試算画面に戻る](#)
[入力データ保存](#)

[試算メニュー](#)
[控除入力](#)
[申告書作成](#)

1.申告者情報

控除番号	<input type="text"/>
現在の住所 <small>必須項目</small>	<input type="text"/>
令和3年1月1日住所が上記の住所と異なる	<input type="checkbox"/> はい
氏名 <small>必須項目</small>	フリガナ <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
業種または職業	<input type="text"/>
世帯主	氏名 <input type="text"/> 所属主との 関係 <input type="text"/>

[控除入力に戻る](#)  
[申告書作成](#)

- ⑧ 必要項目を入力して「申告書作成」を選択してください。
- ※ 申告書の出力の仕方については、「5 申告書の出力の仕方」(17 ページ)をご確認ください。

### (3) 年金収入があった方

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 **必須項目** 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方

源泉徴収票のない方  
またはそれ以外の所得のある方

国庫するだけで入力場所がわかる説明書ガイドはこちら

令和5年中収入のない方

入力が完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

① 「源泉徴収票(公的年金)入力」を選んでください。

② 入力フォームが源泉徴収票と同じなので、源泉徴収票のとおりに入力してください。

住民税試算システム 大船渡市

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

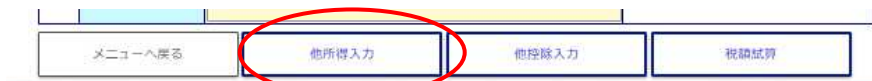
試算メニュー 源泉徴収票(給与)入力 **源泉徴収票(公的年金)入力** 所得入力 控除入力 税額試算 申告書作成

支払を受ける者 (フリガナ)氏名	住所又は居所 (フリガナ)氏名	生年月日	昭和	20	年	1	月	1	日										
区分	支払金額	源泉徴収税額																	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円							0円										
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円							0円										
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円							0円										
所得税法第203条の3第7号適用分		円							0円										
*本人		*控除対象配偶者の有無等		*控除対象扶養親族の数			*障害者の数		社会保険料の額										
特別障害者	その他の障害者	ひとり親 父 母	寡婦	有	無	老人	特定	老人		その他	*16歳未満の扶養親族の数	特別	その他	*非居住者である親族の数					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>														
控除対象配偶者		控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族														
(フリガナ)氏名	区分	1	(フリガナ)氏名	区分	1	(フリガナ)氏名	区分	1	(フリガナ)氏名	区分									
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号										
(摘要)		2	(フリガナ)氏名	区分	2	(フリガナ)氏名	区分	2	(フリガナ)氏名	区分									
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号										
支払者	法人番号																		
	所在地																		
	名称							電話番号											

メニューへ戻る

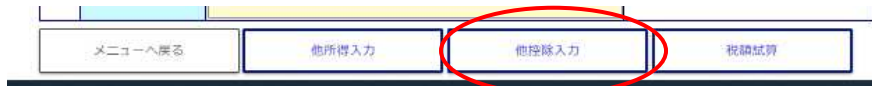
③ 源泉徴収票が複数ある方はこちらを選択してください。  
最大4枚まで入力が可能です。

④ 他に所得がある方は、「他所得入力」を選択してください。



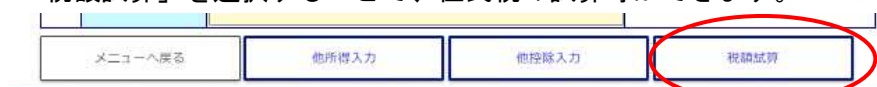
※ 入力方法は「(4) 給与・年金以外の収入があった方」(12 ページ) を参照してください。

⑤ 源泉徴収票に未記載の控除（医療費控除など）を追加する場合「他控除入力」を選択してください。



入力方法は「3 控除の入力の仕方」(14 ページ) を参照してください。

⑥ 「税額試算」を選択することで、住民税の試算等ができます。



⑦ 「申告書を作成する」を選択することで、申告書が作成できます。

住民税試算システム 大船渡市

[税額試算/申告書作成メニュー](#)
[入力レポート](#)
[還付金入力](#)
[試算画面に戻る](#)
[入力データ保存](#)

[試算メニュー](#)
[控除入力](#)
[申告書作成](#)

1.申告者情報

控除番号	<input type="text"/>
現在の住所 <small>必須項目</small>	<input type="text"/>
令和3年1月1日住所が上記の住所と異なる	<input type="checkbox"/> はい
氏名 <small>必須項目</small>	フリガナ <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
業種または職業	<input type="text"/>
世帯主	氏名 <input type="text"/> 世帯主との 関係 <input type="text"/>

⑧ 必要項目を入力して「申告書作成」を選択してください。

※ 申告書の出力の仕方については、「5 申告書の出力の仕方」(17 ページ)をご確認ください。

#### (4) 給与・年金以外の収入があった方

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 必須項目 昭和 年 月 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収のある方 源泉徴収(給与)入力 源泉徴収(公的年金)入力

源泉徴収のない方  
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

密着するための入力要所がわかる税額試算ガイドはこちら

入力ガイド

令和5年中収入のない方 令和5年中収入のない方

入力が完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

税額試算

① 所得入力を選択。該当する項目を入力してください。

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

試算メニュー 所得入力 控除入力 税額試算 申告書作成

事業所得 - 営業等所得	収入金額	円
	必要経費	円
	専従者控除	円
事業所得 - 農業所得	収入金額	円
	必要経費	円
	専従者控除	円
不動産所得	収入金額	円
	必要経費	円
	専従者控除	円
利子所得	※都道府県民税利子割の対象とならないもの。 利子所得	円
配当所得	利益の配当 (配当控除10%)	円
一時所得	収入金額	円
	必要経費	円
その他の源泉徴収税額	その他の源泉徴収税額	円

1.総合課税項目 2.分離課税項目

控除入力 試算メニュー 税額試算

② 「税額試算」を選択することで、住民税の試算等ができます。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 逆算金入力 試算範囲設定 入力データ保存

210 - 税額計算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 **必須項目** 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方 源泉徴収票(給与)入力 源泉徴収票(公的年金)入力

源泉徴収票のない方  
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

令和5年中収入のない方 令和5年中収入のない方

入力が終わりましたら、下記のボタンをクリックしてください。

税額計算

③ どの項目に所得を入力していいかわからない場合は、「入力ガイド」を選択してください。  
該当する項目に☑（複数可）して「確定」を選択。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 逆算金入力 試算範囲設定 入力データ保存

200 - 入力サポート (投稿形式)

※下記のリンクをクリックすると内容が切り替わります。  
1. 所得に関する説明 2. 控除に関する説明

1 所得に関する説明

所得に該当するものがある場合は、チェックボックスをクリックし、チェックを行ってください。  
所得入力を行う際、チェックを行った項目に「**入力**」が表示されます。  
※チェックを行っていない項目の入力は可能です。

1. 業務等所得があった。  
(給与所得、退職所得、役員報酬、サービス業、外交員、漁業、その他の事業から生ずる所得があった)  はい

2. 雑所得があった。  
(雑所得の発生、雑所得の取得、雑所得の発生などから生ずる所得があった)  はい

3. 不動産所得があった。  
(土地、建物、アパートの賃料などから生ずる所得があった)  はい

4. 利子所得があった。  
(公債等以外の利子などから生ずる所得があった)  はい

5. 配当金等所得があった。  
(配当金等所得、有価証券等からの配当金等から生ずる所得があった)  はい

15. 山林所得があった。  
(山林を相続して譲渡したり、立木の非課税で譲渡することによって生ずる所得があった)  はい

16. 給与収入、公的年金収入以外に課税対象されている。  はい

※下記のリンクをクリックすると内容が切り替わります。  
1. 所得に関する説明 2. 控除に関する説明

確定 キャンセル

④ 「所得入力」を選択すると、入力が必要な項目に「入力」のマークが表示されます。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 逆算金入力 試算範囲設定 入力データ保存

210 - 税額計算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 **必須項目** 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方 源泉徴収票(給与)入力 源泉徴収票(公的年金)入力

源泉徴収票のない方  
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

令和5年中収入のない方 令和5年中収入のない方

入力が終わりましたら、下記のボタンをクリックしてください。

税額計算

源泉所得 - 業務等所得 合計額	収入金額	円
源泉所得 - 業務所得 合計額	収入金額	円
	必要経費	円
	雑所得控除	円
不動産所得 合計額	収入金額	円
	必要経費	円
	源泉徴収額	円
利子所得	※新設の課税対象利子額の対象にならないもの、利子所得	
	円	



② 医療費控除を希望する方は、「明細入力」を選択してください。

③ 医療費通知がある場合は「1.医療費通知に関する事項」に金額を入力してください。

1. 医療費通知に関する事項	(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	円	円	円

④ 領収書を集計して明細書を作成する場合は「2.医療費（上記1以外の明細）」に、医療を受けた方、病院・薬局などの支払先ごとに金額を合計し(1)~(5)の項目を入力してください。

2. 医療費の合計	合計	0円
2の合計	0円	0円

⑤ 入力完了を選択すると医療費控除の金額が自動計算されます。入力した医療費控除の明細書は申告書作成画面で一緒に出力できますので、申告書を提出する際に添付してください。

申告書を提出する際に添付してください。

## 4 市民税・県民税等の試算（概算）

① 源泉徴収、所得及び控除を入力後、「税額試算」を選択します。

② 住民税（県民税+市民税）の試算結果、ふるさと納税の限度額試算結果（目安）が確認できます。

※ 住民税と併せて徴収する森林環境税（1,000円）は、市民税と合算されています。

③ 税額を試算した結果「試算した所得税額から配当控除を控除した額が0円を超えているため、確定申告の必要があります。」と表示された場合は、**確定申告が必要です！** 確定申告を行う場合、パソコンやスマートフォンで申告書等の作成と提出ができる国税電子申告・納税システム「e-Tax」が便利です。

e-Taxはこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

## 5 申告書の出力

The image shows two screenshots from the '住民税試算システム' (Resident Tax Trial System). The top screenshot displays the '1. 算出税額・税額控除算出結果' (Calculated tax amount and tax credit calculation results) screen. It includes fields for '住民税額 (本年額)' (Resident tax amount for this year), '税額控除額' (Tax credit amount), and 'あるさと特税表家数' (Number of households eligible for the 'Arusato' special tax). The bottom screenshot shows the '1. 申告者情報' (Applicant information) input screen, which includes fields for '郵便番号' (Postal code), '現在の住所' (Current address), '氏名' (Name), '電話番号' (Phone number), and '職業または職業' (Occupation). Both screenshots have red circles and arrows highlighting the '申告書を作成する' (Create tax return) button.

① 税額等を確認後、「申告書を作成する」を選択してください。

② 必要事項を入力し、「申告書を作成する」を選択してください。



③ 「申告書をダウンロードする」を選択してください。

※ 医療費控除を入力した方は、「医療費明細をダウンロードする」も選択してください。

④ ダウンロードした申告書を任意の場所に保存してください。





⑥ スマートフォンで作成した申告書は、コンビニエンスストアで印刷することもできます。

印刷の仕方は、コンビニエンスストアによって異なりますので、下記を参照してください。

【セブンイレブン】

<https://www.sej.co.jp/services/multicopy/print.html>

【ローソン】

<https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

【ファミリーマート】

<https://www.family.co.jp/services/smartphone/famimaphotoapp.html>

## 6 注意事項

1	<p>このシステムに入力するだけでは申告は完了しません。 申告書を印刷し、郵送で提出するか、パソコンやスマートフォンで電子申告を行ってください。 電子申告はこちらから <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336">https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336</a></p>
2	<p>申告書はPDFの2ページ目と3ページ目を両面印刷して提出してください。</p>
3	<p>税額を試算した結果「<b>試算した所得税額から配当控除を控除した額が0円を超えているため、確定申告の必要があります。</b>」と表示された場合は、確定申告が必要です！ 本システムで確定申告はできません。</p> <p>確定申告を行う場合、自宅などでパソコンやスマートフォンで申告書等の作成と提出ができる国税電子申告・納税システム「e-Tax」が便利です。 e-Taxはこちらから <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html">https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html</a></p>
4	<p>医療費控除を入力した方は、必ず医療費控除の明細書も印刷の上、提出してください。</p>
5	<p>申告書記載金額の根拠となる資料、本人確認ができる書類(マイナンバーカードの表面や運転免許証など)の身分証明書の写しを同封のうえ郵送してください。</p>

## 7 スマートフォンやパソコンでの電子申告

スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAXのホームページ、マイナポータルを経由して個人住民税の申告手続きを行うことができるようになりました。電子申告を行う場合は、「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」をご参照ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>



※eLTAX（エルタックス）：地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して申告などを電子的に行うシステムです。

説明動画はこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=K-x3QGVfqtA>

操作マニュアルはこちら

<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/14450>

### ■用意するもの

- ①マイナポータルアプリ(マイナポータルなどを利用する際のログインや認証・署名、マイナンバーカードの設定に利用できるアプリです。)
- ②マイナンバーカード(申告者を特定・確認するための本人確認書類です。)
- ③マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書用(券面事項入力補助用)パスワード(数字4桁)
- ④マイナンバーカードの署名用電子証明書用パスワード(英数字6～16桁)
- ⑤メールアドレス(申告受付完了等のメールを受信するためのものです。)
- ⑥源泉徴収票などの所得金額が分かるものや保険料控除証明書などの控除関係資料